



Pension Fund Association

企業年金連合会

企業年金の明日を担う

# ホームページ開設・運営サービス のご紹介

平成30年7月  
企業年金連合会

# 1. はじめに

- 公的年金とともに老後の所得を支える企業年金に対する関心の高まりとともに、情報開示については法令で定められている事項はもとより、それ以外の部分についても開示していくことが求められています。
- ホームページを通じた情報開示を始めたいと考えてはいるものの、費用や技術上等の理由で踏み切れない会員の皆様も少なくないと思います。
- 企業年金連合会は、「ホームページの開設・運営サービス」を通じて、会員の皆様の情報開示をサポートしています。
- なお、行政監査においても業務概況の周知（確定給付企業年金法施行規則第87条）が指摘されている例があります。
- これを機にホームページを通じた情報開示に取り組まれてはいかがでしょうか。  
（参考）業務概況の周知に関する行政監査での指摘事項（平成29年度）

指摘項目	主な指摘内容
事業周知	業務の概況について、加入者に周知すること。
	業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。
	業務の概況については、法令で定める方法により周知すること。

（出所）「平成29年度 確定給付企業年金書面監査及び実地監査での主な指摘事項」（関東信越厚生局）より抜粋

## 2. サービスの概要

### (1) サービスの特長

- ① ページ構成やデザインを共通化することによって、費用負担を抑えています（そのため、レイアウトのカスタマイズなどはご希望に添えません）。
- ② 情報開示を関係者に限定したいなど、特定のページにパスワードを設定することができます。また、ホームページ全体にパスワードを設定することも可能です。
- ③ コンテンツを更新する際は、連合会に「更新作業依頼書」と掲載データをお送りください。連合会が更新作業を実施します。

### (2) 費用

「年額13万円+消費税」を会費の一部としてご負担いただきます。  
なお、初期経費や更新ごとの経費等はいただきません。

### (3) セキュリティ

セキュリティ対策として、次のものを備えています。

- ファイアーウォール
- IPS
- Webアプリケーションファイアーウォール
- SSL証明書の取得（Webサイト全体のHTTPS化）
- 改ざん検知システム

# 3. ホームページの基本構成

## (1) URL (アドレス)

ホームページのURLは、下記の形式でご提供いたします。

[https://www.nenkin-kikin.jp/\\*\\*\\*\\*](https://www.nenkin-kikin.jp/****)

「\*\*\*\*」の部分にご希望の文字列を設定します。  
使用できる文字は、半角英（小文字）数字と記号（「-（ハイフン）」と「\_（アンダースコア）」）です。  
ただし、既に使用されている文字列はご指定いただけません。

（例）abc電機企業年金基金の場合

<https://www.nenkin-kikin.jp/abc>

<https://www.nenkin-kikin.jp/abc-denki>

## (2) TOPページ

I D・パスワードの設定方法に応じて、TOPページは2種類から選択いただけます。

※ I D・パスワードは加入者・待期者・受給者・加入事業所等に分けて払い出すことも可能です。

### ①TOPページにアクセス制限をかけない

○○○○○年金基金 | お問い合わせ | サイトマップ

お知らせ・新着情報

2016年\*\*月\*\*日 ホームページを開発致しました。

この場合は、特定のコンテンツにのみパスワードを設定します。

- お知らせ・新着情報
- 基金の概要
- 企業年金のしくみ
- 掛金と給付
- 加入者・受給者専用
- 年金の手続き
- 受給者等の届け出
- 事業主の届け出
- お問い合わせ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権等について
- リンク集
- サイトマップ

### ②TOPページにアクセス制限をかける

○○○○○年金基金

このウェブサイトは○○○○○年金基金の加入者・受給者専用です。  
アクセスするためには、ユーザー名・パスワードの入力が必要です。

LOGIN

○○○○○年金基金 | お問い合わせ | サイトマップ

お知らせ・新着情報

2016年\*\*月\*\*日 ホームページを開発致しました。

- お知らせ・新着情報
- 基金の概要
- 企業年金のしくみ
- 掛金と給付
- 加入者・受給者専用
- 年金の手続き
- 受給者等の届け出
- 事業主の届け出
- お問い合わせ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権等について
- リンク集
- サイトマップ

### (3) 画面例 – トップページ

企業年金基金の名称の他、ロゴマーク等を入れることもできます。

トップページには画像を配置します。連合会が用意している画像集からお選びいただくこともできます。

The screenshot shows a website header with the text "〇〇〇〇〇〇年金基金" and a "ロゴ" button. Below the header is a large image of a bird. A navigation menu is on the left, and a "お知らせ・新着情報" section is on the right. A callout points to a "鍵マーク" in the menu.

各コンテンツのメニューです。クリックして、各コンテンツへ移動します。メニューの項目は追加・削除が可能です。

お知らせ・新着情報 一覧を見る

2016年\*\*月\*\*日 ホームページを開設致しました。

パスワード保護しているコンテンツには「鍵マーク」を表示させています。

重要なお知らせや新着情報を掲載します。

ホームページのカラーは、ブルーが基本ですが、ご希望の色を選ぶことが可能です。



# (4) 画面例 – コンテンツページ

**ご案内 / Guidance**

- ☑ お知らせ・新着情報
- ☑ 基金の概要
- ☑ 企業年金のしくみ
- ☑ 掛金と給付
- ☑ **加入者・受給者専用**
- ▶ 業務概況
- ▶ 基金だより
- ▶ 基金規約
- ☑ 年金の手続き
- ☑ 受給者等の届け出
- ☑ 事業主の届け出
- ☑ お問い合わせ
- ☑ 個人情報の取扱いについて
- ☑ 著作権等について
- ☑ リンク集
- ☑ サイトマップ

### 財政状況 (20●●年3月末現在)

**年金資産の積み立て状況**

①純資産額	*****
②責任準備金	*****
③最低積立基準額	*****

(注) ①時価評価した年金資産から決算日時点で支払うことが確定している負債を控除した額  
 ②決算日時点で保有すべき積立金の金額  
 ③決算日時点で最低限確保しなければならない金額

**財政検証の状況**

区分	積立水準	判定
継続基準	①純資産額 ÷ ②責任準備金 = ***	○or×
非継続基準	①純資産額 ÷ ③最低積立基準額 = ***	○or×

(注) 継続基準：年金制度が今後も継続するという視点に立ち、決算日時点で必要な金額が積み立てられているか検証します。  
 非継続基準：決算日時点にて制度を終了した場合に最低限必要な金額が積み立てられているか検証します。

### 年金資産運用状況 (20●●年3月末現在)

**運用収益または損失**

	(円、%)
運用収益	*****
時価ベース利回り	**.**

加入者等に対して情報開示しなければならない「財政状況」や「資産運用の状況」等を掲載します。

## (4) 画面例－コンテンツページ

○○○○○年金基金

お問い合わせ | サイトマップ

HOME > 加入者・受給者専用 > 基金だより

ご案内 / Guidance

- お知らせ・新着情報
- 基金の概要
- 企業年金のしくみ
- 掛金と給付
- 加入者・受給者専用

  - 業務概況
  - 基金だより
  - 基金規約

- 年金の手続き

基金だより

基金だより

\*\*号 (PDF形式/\*\*MB)

PDF形式のファイルを開覧するためには、Adobe社から無償配布されているAdobe® Reader®が必要です。  
Adobe® Reader®はこちらから

「基金だより」や「基金規約」等のpdfファイルを掲載できます。  
WordやExcelの帳票を掲載することもできます。

サブメニューを設けることも可能です。

(例) 加入者・受給者専用

- └業務概況
- └基金だより
- └基金規約



## 4. 開設までの標準的なスケジュール例

	0カ月目	1カ月目	2カ月目	3カ月目
①お申し込み	★			
②掲載データ用意・提供	→			
③仮環境の作成		→		
④内容確認・修正			→	
⑤ホームページの公開		← データの提供から開設まで約3カ月 → ★		

- ① 「申込書」を会員サービスセンター 会員課あてにご提出ください。
- ② 申込書受領後、「ホームページの基本設定について（お願い）」をお送りします。URLやカラー等について、ご連絡ください。
- ③ 掲載の必要がある資料の一覧やホームページの雛型も②とあわせてお送りしますので、これに沿って掲載コンテンツをご検討のうえ、ご提出ください。
- ④ 連合会が確認用の仮環境を作成します。標準的な場合は1カ月程度で作成しますが、場合によっては、お時間をいただくことがあります。
- ⑤ 仮環境をご確認いただき、修正箇所をご連絡ください。
- ⑥ 仮環境の確認が完了したら、ホームページを本番環境に公開します。

## 5. よくあるご質問

	ご質問	回答
1	年金額のシミュレータや入力フォーム等の動的なプログラムを作成することはできるのか。	シミュレータや入力フォーム等の動的なプログラムを作成することはできません。
2	Googleなどによる検索サイトで検索結果に表示されるようになるのか。	各検索サイトの仕様に関わりますので、断定することはできませんが、概ね1週間程度で検索結果に表示されるようになります。検索結果の最上位に表示されるようになるにはさらに時間がかかることもあります。
3	他社で作成しているホームページから乗り換える予定だが、現在のホームページのURLを引き継ぐことができるのか。	既存のホームページのURLを引き継ぐことはできません。URLは、「https://www.nenkin-kikin.jp/〇〇〇〇」の形式となります。
4	年度の途中から「ホームページの開設・運営サービス」の利用を開始した場合のオプション会費の額はどうか。	利用を開始した（ホームページを公開した）月から3月までの期間で月割りにした額となります。
5	更新はいつまでに依頼すればよいのか。	掲載日の7営業日前までに、HP更新作業依頼書によりご連絡ください。
6	アクセス数を把握するために、TOPページにカウンターを設置することは可能ですか。	カウンターの設置に代えて、アクセスレポートの提供を行っていますので、ご利用ください。
7	推奨環境はどのようになっているか。	OSはWindows7を、ブラウザはInternet Explorer11.0を推奨環境としています（2017年4月12日以降）。
8	スマートフォンやタブレット端末での閲覧には対応しているのか。	スマートフォン等での閲覧を前提としたホームページとはなっていません。
9	トップページに掲載する画像を用意するときのサイズや拡張子はどのようにしたらよいか。	width : 960px、height:200pxでご用意ください。拡張子はjpgです。
10	掲載するコンテンツについて何か注意する点がありますか。	トップページに掲載する画像を会員が自ら用意する場合や基金だより等を掲載する場合で会員以外の第三者が著作権を有している場合は、掲載についての許諾を得たうえで、連合会にデータをご提出いただくようお願いいたします。

## (参考) 確定給付企業年金法施行規則第87条 (抜粋)

(業務概況の周知)

**第八十七条** 事業主等（第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。）が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させるものとする。

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
  - 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
  - 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
  - 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
  - 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
  - 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
  - 七 基本方針の概要
  - 八 調整率の推移その他調整率に関する事項
  - 九 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
- 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
  - 二 書面を加入者に交付する方法
  - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
  - 四 その他周知が確実に行われる方法
- 3 事業主等が加入者に周知事項を周知させる場合であつて、前項各号のいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。
- 4 リスク分担型企業年金を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度一回以上、周知事項を加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものに周知させるものとする。

【お問い合わせ先】

企業年金連合会 会員サービスセンター 会員課

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階

TEL : 03-5401-8712 FAX : 03-5401-8727 E-mail : [kaiin@pfa.or.jp](mailto:kaiin@pfa.or.jp)